

横浜市立みなと総合高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定(平成30年2月改正)

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止に向けての基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識に基づき、生徒誰も的人格が尊重される、安全な学校生活の実現を目指し、保護者及び外部関係者等と連携を取りながら、学校組織全体をあげ、様々な教育活動を通し、積極的な姿勢で、いじめ防止等の対策に取り組むことを本方針の基本理念とする。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

- ・構成員は校長、副校長、各年次代表、生活環境部主任、養護教諭とし、委員長には生活環境部主任があたる。

② 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は定例会を毎月上旬に開催する。また、いじめの疑いが生じた段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。特別な事態への対応、又は必要に応じ、他の職員や外部専門家も含め、構成員を拡大して委員会を開催する。
- ・校長は委員会での検討を踏まえ、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

- ・「いじめ防止対策委員会」は、学校組織における中核として、いじめ防止対策に関する施策全般の具体的な計画、実施にあたる。

●未然防止

- ・いじめを未然に防止するための環境づくり
- ・生徒及び保護者に対するいじめ防止対策委員会の活動の周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談や通報に関わる窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した際の、情報の共有、関係生徒に対する聴き取り調査、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、保護者との連携

●取組の検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ防止に係る校内研修の企画と実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・生徒及び保護者に対し、学校職員による相談活動を重視し、その取組を推進する体制を構築する。
- ・相談活動は、主として、相談窓口、相談室、保健室、HR、授業、部活動等において行われるが、その際に得られたいじめに関する情報は、いじめ防止委員会が集約し、適切に管理する。
- ・いじめ防止対策委員会は、相談活動により得られた情報を適切に処理し、速やかに対応する。

② いじめの早期発見

- ・生徒一人ひとりに適切な道德心、他者を思いやる心に基づく対人交流の能力を涵養することがいじめ防止に資することを踏まえ、学校組織全体で、様々な教育活動を通じ、これらの資質を養うことを心がける。
- ・いじめ防止対策委員会は、生徒会活動や学校行事等を通し、生徒自らが主体的に適切な道德心、他者を思いやる心に基づく対人交流の能力を学ぶ機会をもつことができるよう支援する。

- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止及び早期発見の観点から、生徒に対し、教育環境確認のためのアンケートや面談を計画的に実施する。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止の観点から、生徒に対し、豊かな情操の育成を目的とした教育活動を計画的に実施する。
- ・学校は、いじめ防止対策委員会を中核として、いじめ防止の観点から、保護者に対し、必要な情報を提示し、協力を求める。

③ いじめに対する措置

- ・いじめへの対策が必要な事態が発生した場合には、学校は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。その際、被害生徒の安全や人権擁護のために必要な措置を講じると共に、周囲の教育環境にも配慮し、加害生徒に対しては、当該生徒の状況に応じた適切な教育的配慮の上、毅然たる態度で指導を行う。
- ・いじめへの対策は、いじめをなくし、その再発を防止するため、事態に応じた適切な判断に基づき、いじめ防止対策委員会を中心に、全教職員、保護者、外部関係機関、学校運営協議会等、必要性のある部署との連携のもと行う。
- ・いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又は保護者に対する助言は、状況に配慮した上で、継続的に行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、又、当該学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると判断される場合は、警察に通報し、連携して対応する。

④ いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、以下の要件が満たされている状態のことをいう。
 - ◎いじめの行為が少なくとも3か月（目安）行われていないこと。
 - ◎いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員への研修

- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止の観点から、教職員に対し、人権意識の啓発や、生徒理解を深めるための機会としての研修を計画的に実施する。

⑥ 保護者、地域との連携

- ・学校は保護者や地域といじめ問題など学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する環境づくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

○年間

- ・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

○4月

- ・「いじめ防止対策委員会」発足 重点指導内容、年間計画の確認、引き継ぎ
- ・職員対象 いじめの定義・生徒理解研修
- ・保護者、全生徒対象 「いじめ防止基本方針」の説明
- ・「相談窓口」設置
- ・教育相談
- ・「人権講演会」の支援

○5月

- ・全生徒対象 「学校生活を見つめる週間」実施に伴う道徳心・公共心啓発

○6月

- ・全生徒対象 いじめ防止及び早期発見のための「学校生活アンケート」実施
- ・全職員対象 「学校生活アンケート」結果に基づく生徒理解研修会

○7月

- ・個人面談（三者面談）による生徒実態把握
- ・高校横浜こども会議

○8月

- ・横浜こども会議

○9月

- ・教育相談

○10月

- ・個人面談（三者面談）による生徒実態把握
- ・いじめ防止対策委員会の前期活動内容の振り返り

○11月

- ・いじめ防止啓発月間への取り組み準備

○12月

- ・人権週間
- ・いじめ防止啓発月間 「いじめ解決一斉キャンペーン」実施
- ・全生徒対象 いじめ防止及び早期発見のための「生活アンケート」実施

○1月

- ・いじめ防止対策委員会の活動の年度末反省と次年度活動計画作成
- ・全生徒対象 「学校生活を見直す週間」実施に伴う道徳心・公共心啓発

○2月

- ・いじめ防止対策委員会の活動の年度末反省と次年度活動計画決定

○3月

- ・職員対象 本年度いじめ防止対策委員会の活動報告

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

※「生命、身体又は財産に重大な被害」とは、下記状況が想定される。

○生徒が自死をした場合（未遂を含む） ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

※「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。但し、日数だけではなく、生徒の状況等個々のケースを十分に把握した上で判断する。

② 発生の報告

- ・重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会又は学校は、重大事態に対処すると共に、同種の事態の発生防止に資するため、調査を行う。
- ・教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係わる調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ・教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告する。
- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態があったものとして調査、報告にあたる。
- ・調査や聴き取りは、被害生徒や保護者の状況に十分な配慮をした上で行う。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

- ・本方針及び本方針に基づく取組が適切に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会を中心に、点検及び見直しを適宜行う。
- ・本方針に基づき取り組まれたことは、いじめ防止対策委員会において記録し、適切に管理する。